

第6章 韓国

第1節 能力評価制度の概要

1. 韓国の資格制度の概要

韓国の資格制度は、国家の資格と民間の資格の二つに分けられる。国家の資格は、雇用労働部によって国家技術資格法に基づき管理される「国家技術資格」と、関連法に基づき各部署によって管理される「国家資格」に分類されており、現在、556の国家技術資格と508の国家資格がある。

一方の民間資格は、公認の民間資格（229）と、民間団体によって管理される民間資格（約800）に分割されており、そのうち企業内資格（資格は雇用主によって労働者に与えられる）である社内資格のうち91の資格が雇用労働部によって承認されている。

資格取得の種類をしてみると、国家資格（国家技術資格77.9%、他の国家資格17.6%）の95.5%に対し、民間資格は4.5%と少ない。取得資格の類型も業務能力認定型は82.4%であるのに対し、義務雇用型15.6%、免許型が2.0%である（クオン・朴 2004）。

図表 6-1 資格の状況(2010. 1. 1 現在)

区分		数	関連法	関係機関
国家資格	国家技術資格	556	国家技術資格法 (雇用労働部)	雇用労働部 (17 部署)
	他の国家資格	508 (132 職種)	個別法令	14 部署
民間資格	公認民間資格	229 (88 職種)	資格基本法 (教育科学部)	11 部署
	民間資格	約 800	資格基本法 (教育科学部)	
	社内資格	91	雇用保険法 (雇用労働部)	雇用労働部

出所：2010 年度雇用労働白書

2. 国家技術資格制度の概要

国家技術資格制度は、韓国においては職業能力評価制度の中核を成す「国が産業現場において職務遂行に必要な知識とスキルの習得程度を評価・認定する制度」である。その制度を通して①求職者と求人者の間で起こりうるミスマッチの解消、②企業の人事管理、③勤労者の職業能力開発とキャリアパスの支援が行われている。

つぎに、この制度の変遷を時代を大きく5つに分けて説明する。

(1) 第1段階（1958～1972年）「分散管理の時代」

1950年代終盤、事務系管理資格試験は民間部門によって管理され、1967年に技術的な資格の統合が始まったのちに、職業訓練法に沿って技術試験制度が設立された。

(2) 第2段階（1973～1981年）「統合管理の時代」

1973年に国家技術資格法が制定されると、すべての技術資格は統一管理されるようになった。このときに、科学技術部の管轄下にあった韓国技術試験公団が、技術的な資格試験を管理し、資格制度の改善を図ったところ、技術者の社会的地位が著しく向上した。加えて、技術者の能力開発と職業訓練制度の改善により、産業界にも大きな効果が現れ、1980年代の高度工業化政策を支える人材を多数輩出する結果に結びついた。

(3) 第3段階（1982～1996年）「拡大と再強化の時代」

1981年12月、国家技術資格法の改正により技術資格管理は科学技術部から労働部へ移管された。韓国技術試験公団も、韓国職業訓練管理公団（現、韓国産業人力公団）へ併合された。

同じ頃、技術資格制度審議委員会が設立された。これにより民間の技術資格交付が禁止されて、類似の試験は制約を受け、国家技術資格保持者が優遇されるようになった。このほかにも、受験時に不正行為を行った者は、その後3年間の受験を禁止されるなど、資格制度に関連する罰則が増えた。

1983年になると、新たにサービス職の資格が加わり、既に取得している資格に新たな技術が追加された場合、それを補う教育制度が取り入れられるなどの追加措置が行われた。また、特定の受験者には試験が免除される科目の設置、試験取得から一定期間が超過した者については再登録が必要となるなど、法制の見直し・拡大が行われた。それにより、1995年までに、19の技術的な資格が新たに創設された。

(4) 第4段階（1997～2006年）「役割分担の時代」

1997年3月に施行された資格基本法により、民間資格制度が復活し、資格制度は大きく変革し、現在に至るまで多角化を続けている。国家技術資格制度も当初の8つから5つに集約され、工学と技術者分野が統合された。

この際、学歴より実務経験に重点を置いたため、資格取得に必要な実務経験の年数が削減された。さらに、国家資格試験と類似する試験を実施した民間団体に課せられる罰金が、増額された。

(5) 第5段階（2007年～現在）「現場活用強化の時代」

産業現場において、取得した国家技術資格の内容が現場で必要としている技術に合わないという批判を受け、2006年12月に中・長期的に国家技術資格試験制度を運用する、「国家

技術資格検定制度改善のための第1次基本計画2007～2009」が制定された。

第1次基本計画では、制度を運営する民間団体の参加を拡大し(2機関→7機関)、種目の統合や改編を実行(廃止18種目、統合103種目→46種目)。産業界の需要を反映する体系構築など、資格制度の実用性と使用の向上を狙った施策が実施された。

しかし、制度の等級体系と分類体系など、職業分類枠と合わせるための枠づくり改編問題や、産業界から多くの助言が受けられなかった事、資格の活用性がいまだに十分ではないという指摘を受け、現在はこれらが反映された「第2次基本計画2010～2012」を制定、実行に移されている。

3. 技術資格制度の構成

国家技術資格の枠組みは、個人が、職務においてどの程度の能力を持ち合せているかを判断するためのものである。その枠組みにしたがい、等級体系(skill level)、分類体系(skill type)、種目の新設・廃止、受験要件、国家運営か民間運営かが区分される(図表6-2)。

図表 6-2 国家技術資格の枠組み

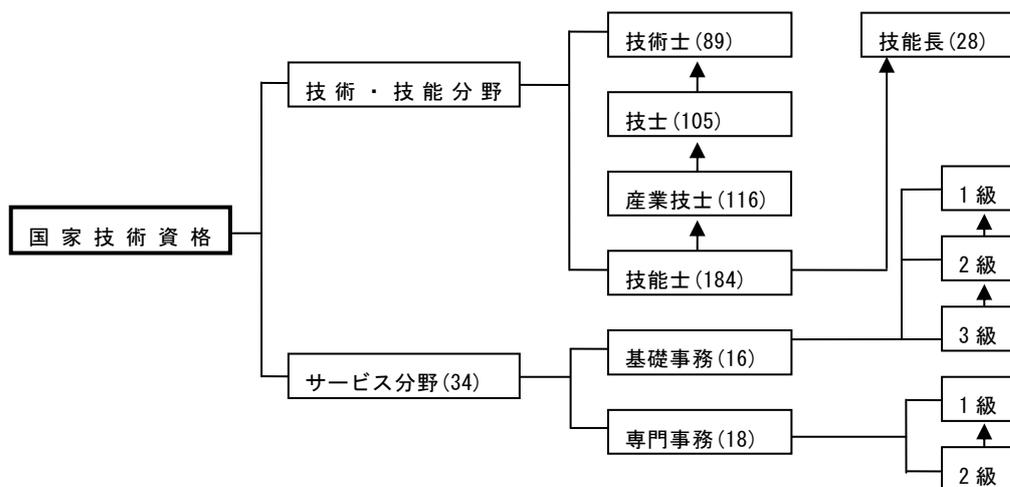
skill level	技術士				
	技能長				
	技士	→	電気制御技士		
	産業技士		↑		
	技能士				
		機械製作	電気制御	電子通信	…skill type

出所：2010年度雇用労働白書

4. 技術資格の等級

現在の国家技術資格制度は5つの等級に分類されている。技術・技能分野は技能士、産業技士、技士、技能長、技術士の順に等級が分けられており、サービス分野は、基礎事務と専門事務に分けられている。ほかにも、基礎事務には3つ、専門事務には2つの等級がある。

図表 6-3 国家技術資格の等級体系(2010. 1. 1 現在)



出所：2010 年雇用労働白書

図表 6-4 国家技術資格の種目(2010 年 1 月 1 日現在)

等級別	総計	技術士	技能長	技士	産業技士	技能士
職務分野別						
総計	556	89	28	105	116	184
1. 機械	101	9	9	15	23	45
2. 金属	41	6	6	7	7	15
3. 化工及びセラミック	16	2	1	3	3	7
4. 電気	17	5	1	4	4	3
5. 電子	16	3	1	4	4	4
6. 通信	20	1	1	5	6	7
7. 造船	6	1		1	1	3
8. 航空	8	2		1	1	4
9. 土木	30	11		5	5	9
10. 建築	31	4	2	3	6	16
11. 繊維	21	4		3	7	7
12. 鉱業資源	13	3		3	2	5
13. 情報処理	7	2		2	2	1
14. 国土開発	12	4		4	2	2
15. 農林	34	5	1	9	8	11
16. 海洋	21	4		7	6	4
17. 産業デザイン	10	1		3	3	3
18. エネルギー	5	2		2	1	
19. 安全管理	23	8	1	7	6	1
20. 環境	20	6		8	5	1
21. 産業応用	30	5		8	7	10
22. 交通	3	1		1	1	
23. 工芸	16		1		1	14
24. 飲・食料品	15		2		5	8
25. 衛生	6		2			4
26. 基礎事務	16					ワープロ、韓国速記、秘書、パソコン活用能力、電算会計運用士、電子商取引運用士
27. 専門事務	18					職業相談士、社会調査分析士、電子商取引管理士、臨床心理士、コンベンション企画士、消費者専門相談士、テレマーケティング管理士等

出所：2010 年雇用労働白書

5. 受験資格と検定体系

(1) 概要

受験資格はレベル毎に実務経験と取得資格があり、筆記試験と実技試験が行われる。技術士受験の場合は、検定は5つのレベルで構成され、筆記と面接試験が行われる。試験の合格は筆記・実技・面接ともに60点以上である。

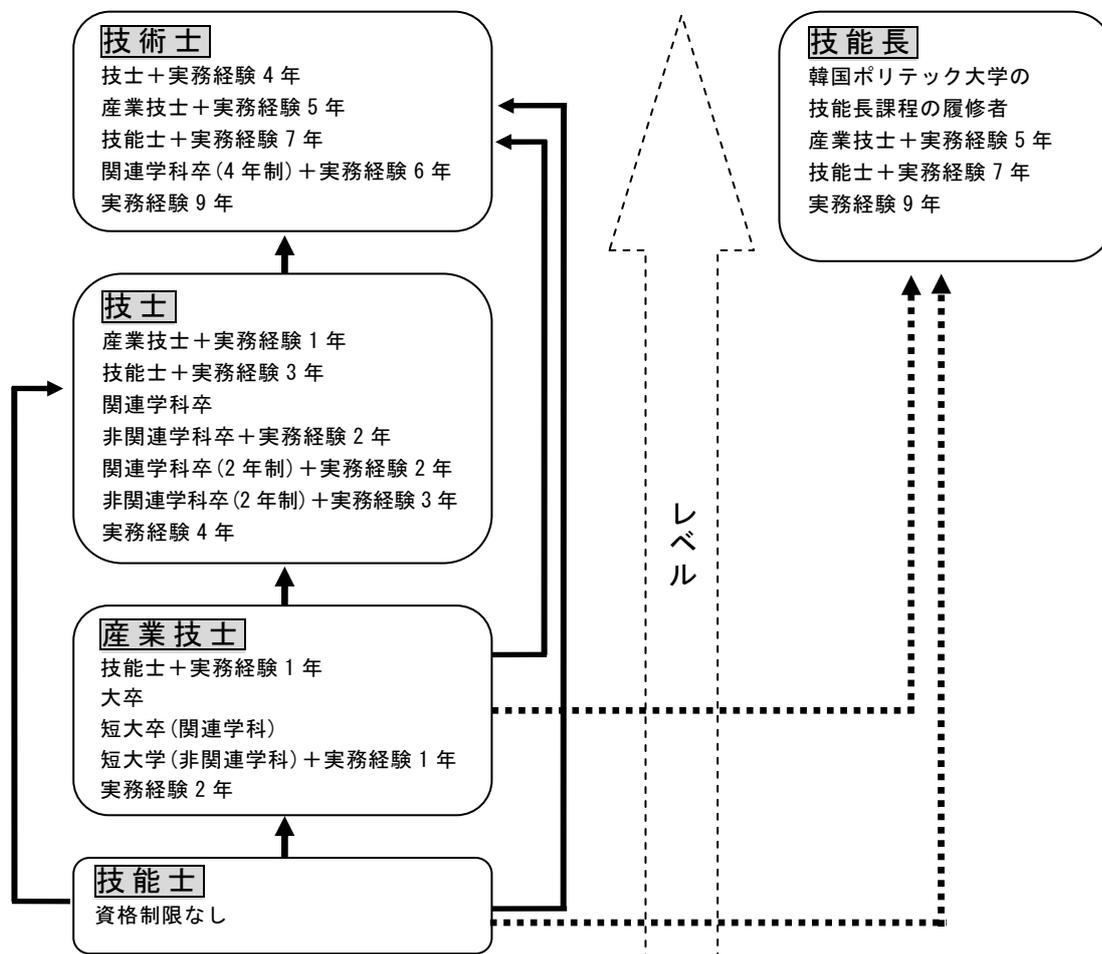
(2) 受験資格

図表 6-5 等級別の受験資格と検定方法

等級	受験資格	検定方法	
技術士	<ul style="list-style-type: none"> - 技士資格取得後、実務経験4年 - 産業技士取得後、実務経験5年 - 技能士取得後、事務経験7年 - 4年制大学卒業後(関連学科)、実務経験6年 - 実務経験9年 	筆記・面接試験	
技能長	<ul style="list-style-type: none"> - 産業技士、または技能士資格取得後、韓国ポリテク大学(韓国)の技能長課程の履修者 - 産業技士取得以上、実務経験5年 - 技能士資格取得後、実務経験7年 - 実務経験9年 	筆記・実技試験	
技士	<ul style="list-style-type: none"> - 産業技士取得後、実務経験1年 - 技能士資格取得後、実務経験3年 - 4年制大学卒業者(関連学科) - 4年制大学卒業後(非関連学科)、実務経験2年 - 短期大学卒業後(関連学科)、実務経験2年 - 短期大学卒業後(非関連学科)、実務経験3年 - 実務経験4年 	筆記・実技試験	
産業技士	<ul style="list-style-type: none"> - 技能士資格取得後、実務経験1年 - 4年制大学卒業者 - 短期大学卒業者(関連学科) - 短期大学卒業後(非関連学科)、実務経験1年 - 実務経験2年 	筆記・実技試験	
技能士	<ul style="list-style-type: none"> - 学歴・経歴制限なし 	筆記・実技試験	
基礎事務	<ul style="list-style-type: none"> - 学歴・経歴制限なし 	筆記・実技試験	
専門事務	1級	<ul style="list-style-type: none"> ○職業相談士1級、社会調査分析者1級 - 該当種目の2級資格取得後、該当実務で3年以上従事した者 - 該当実務で5年以上従事した者 - 大学卒業後、該当実務に3年以上従事した者 - 短期大学卒業後、該当実務に4年以上従事した者など 	筆記・実技試験
	2級	<ul style="list-style-type: none"> ○コンベンション企画士2級 - 大学卒業者、短期大学卒業者で該当実務2年以上従事した者 - 該当分野実務経験4年以上従事した者など 	筆記・実技試験

出所：キム・トッキ（2004）『国家技術資格制度の現状と改善法案』韓国職業能力開発院

図表 6-6 国家技術資格の等級別受験資格



出所：キム・トッキ (2004) 『国家技術資格制度の現状と改善法案』 韓国職業能力開発院

(3) 検定基準と合格基準

ア 検定基準

図表 6-7 等級別検定基準

資格等級	検定基準
技術士	応募する資格に対し、高度な専門知識を持ち、実務経験を基づいた計画、研究、設計、分析、調査、試験、施工、監理、評価、診断、事業管理、技術管理などの技術業務を遂行できる能力があるかどうか
技能長	応募する資格に対し、最上級の熟練技能を持ち、現場で作業管理、指導、監督、及び事務部門と製造部門との間で連携できる現場管理業務を遂行できる能力があるかどうか
技士	応募する資格に対し、工学的技術理論を持ち、設計・施工・分析などの技術業務を遂行できる能力があるかどうか
産業技士	応募する資格に対し、技術基礎理論、または熟練の技能を基づいて複合的な技能業務を遂行できる能力があるかどうか
技能士	応募する資格に対し、熟練の技能を持ち、製造、操作、運転、補修、整備、検査及び職業管理、関連業務を遂行できる能力があるかどうか

出所：(財)海外職業訓練協会 Web から再編集

イ 合格基準の概要

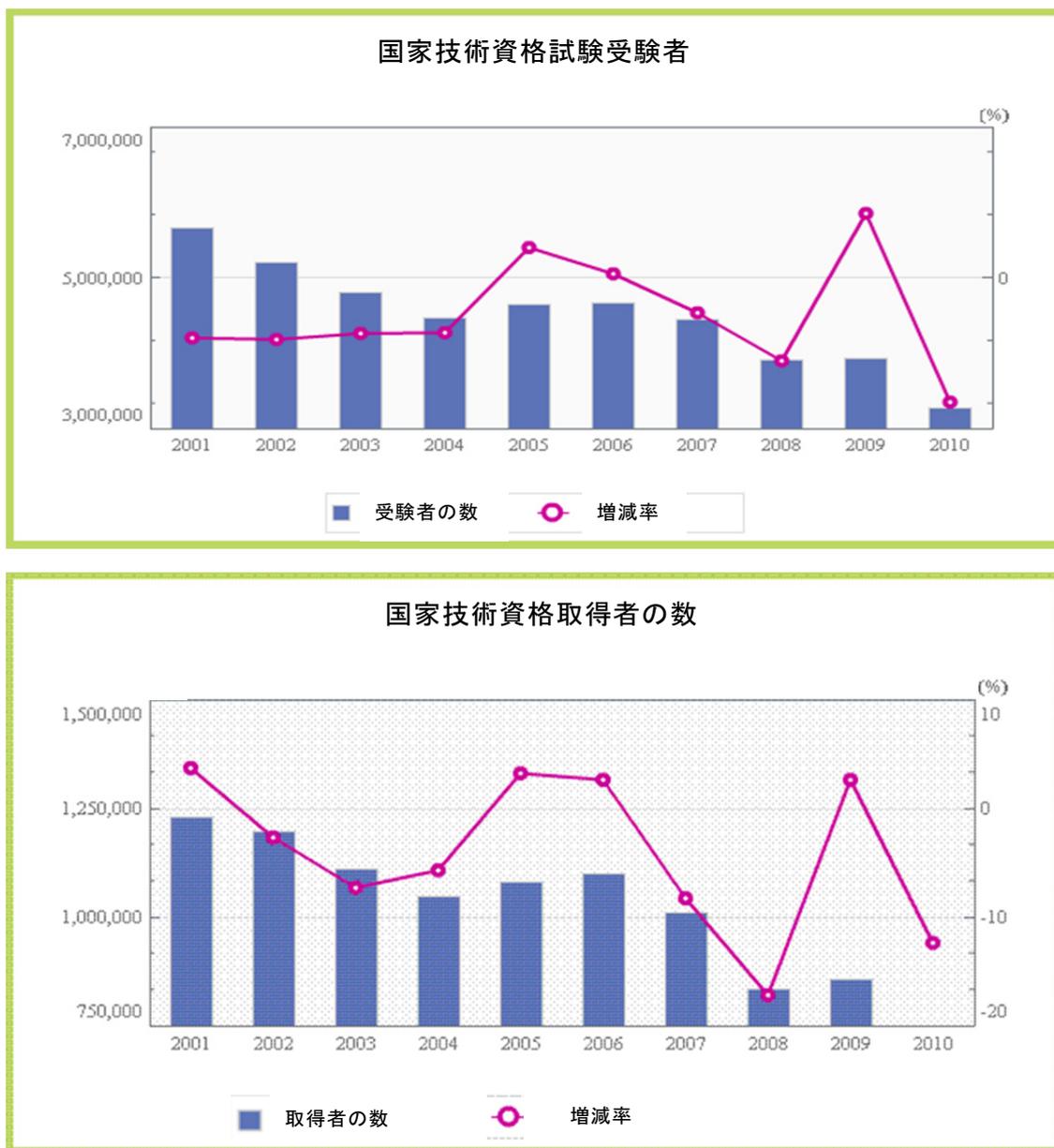
- それぞれの合格基準は、国家技術資格法施行令第15条に規定されている。各資格は段階的に行われ、受験には前段階の合格を必要とするが、実技試験が筆記試験で実施される場合のみ、前後の資格試験を同時に行うこともある。
- 検定は、筆記、実技、面接の順に行われる。
- 技術士の資格は筆記試験と面接を必要とし、技師、技能長、及び産業技師の検定試験は、筆記と実技試験を受ける必要がある。

図表 6-8 検定分野と合格基準

分野	資格等級	筆記試験	実技試験もしくは面接
技術・専門	技術士	短文回答もしくは小論文 100 点中 60 点以上	口頭試験 100 点中 60 点以上
	技能長	多項選択式試験 100 点中 60 点以上	筆記試験もしくは実技試験 100 点中 60 点以上
	技師 産業技師	多項選択式試験各科目 100 点中 40 点以上、 合計平均 60 点以上	筆記試験もしくは実技試験 100 点中 60 点以上
	技能士	多項選択式試験 100 点中 60 点以上	筆記試験もしくは実技試験 100 点中 60 点以上
基礎及び 専門事務	レベル 1, 2, 3 及び 1, 2	多項選択式試験各科目 100 点中 40 点以上、 合計平均 60 点以上	筆記試験もしくは実技試験各自の試験 による

出所：(財)海外職業訓練協会 Web から再編集

図表 6-9 国家技術資格試験の現状



出所：E-国家指標 web から編集(韓国統計庁)

図表 6-10 2009 年の実績

等級	区分	資格取得総人数	2009 実績		
			受験者	合格	合格率
総計		28,975,462	3,939,654	842,791	21.4
技術士		36,070	31,445	2,096	6.7
技能長		19,005	16,627	1,977	11.9
技士		1,195,134	489,113	68,330	14.0
産業技士		1,257,714	410,753	62,688	15.3
技能士		8,034,787	1,526,138	375,559	24.6
サービス		18,432,752	1,465,578	332,141	22.7

* 資格取得者の総計は 1967 年～2009 年までの総計である。

6. 検定の運営体制

(1) 検定の運営体制の概要

これらの検定は、国家技術資格法に基づき雇用労働部が行っているが、試験問題の作成、検定手続きと登録は同条例の施行令に基づき、韓国産業人力公団と韓国商工会議所が受託・実行している。

しかし、資格検定の質を保つために、2007年度以降の資格検定業務は民間に委託されている。原子力関係の技術は韓国原子力安全技術院に委託され、映写に関する資格は映画振興委員会に委託された。その後、検定委託機関は7カ所まで拡大した。

国家技術資格制度の運営に関する事項である、資格の追加・統合・廃止や、各等級の申請資格、検定手順、資格試験項目、試験時期の調整、有資格者のための優遇措置、資格制度の改善、免除条件、技術資格試験の民間委託、民間技術資格の承認などは、公務員と専門家で構成された労働大臣の諮問委員会である国家技術資格政策審議委員会によって検査され、国の技術資格制度の運営方針に反映されている。

委員長は雇用労働部の長官が就任し、関係機関の次官級の公務員、労働大臣によって推薦された専門家により構成されている。以下は検定業務を運営している機関のリストと、運営の組織図である。

図表 6-11 検定業務機関

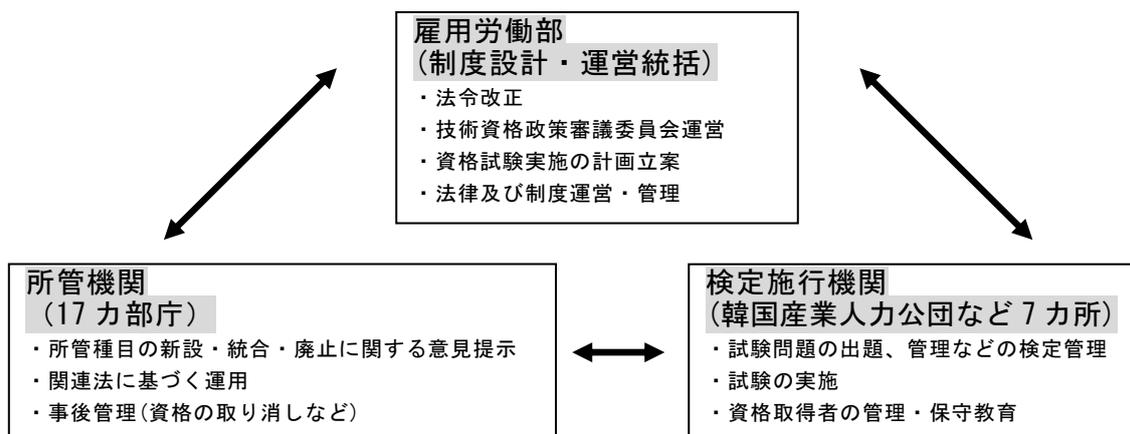
機関名	種目数	等級	種目名	施行年度
韓国産業人力公団	516	技術士、技能長、技士、産業技士、技能士、専門事務	* 他の検定機関で施工されている種目以外	
大韓商工会議所	18	基礎事務分野、専門事務分野	電子商取引管理士1・2級、ワープロ1・2・3級、韓国速記1・2・3級、秘書1・2・3級、パソコン活用能力1・2・3級、電算会計運用士1・2・3級、電子商取引運用士	
韓国原子力安全技術院	3	技術士、技士	原子力発電技術士、原子力技士、放射線管理技術士	2008年から施行
映画振興委員会	2	産業技士・技能士	映写産業技士・技能士	2009年から施行
韓国電波振興院	12	技士、産業技士、技能士	電波通信/電波電子/無線設備/放送通信技士、産業技士、技能士	2010年から施行
韓国コンテンツ振興院	3	専門事務	ゲーム企画専門家、ゲームグラフィック専門家、ゲームプログラミング専門家	2010年から施行
韓国鉱害管理公団	2	技術士、技士	鉱害防止技術士・技士	2010年から施行

出所：2011 国家技術資格統計年報

(2) 運営体制

法律に基づいて、中央政府の雇用労働部が運営を統括するが、資格別に所管機関(17)との連携の上、資格管理および検定を行う。検定試験出題や検定の手続き、そしてデータの管理は検定施行の委託機関(韓国産業人力管理公団など7機関)が行う。図表6-12は運営体制の概念図である。

図表 6-12 運営体制



7. 国家技術資格制度の改革への動き

○筆記試験の重い比重と出題の質の向上

これまでの検定試験は筆記と実技で構成されていたが、筆記試験に比重が偏っていたため、資格を取得しても現場で実際に必要としているスキルを満たさないという問題があった。加えて、出題される問題も過去に出されたものから再出しており、しかも出題数自体も少ないため、より現場の要求を満たすレベルに達していなかった。

こうした問題を受け、最近では出題基準を3年・4年・5年の期限を付けて改定する日没制という制度がとられている。日没制の適用は2007年64種目、2008年32種目、2009年122種目に対して行われている。

○教育課程との連携による資格取得

ほかに、能力評価制度を従来の検定試験から課程履修に替えようとする動きもある。2011年10月現在、国家技術資格法の改正案が提出され、「技能士」・「産業技士」に値する職業訓練課程の新設が検討されている。具体的な導入種目及び訓練課程は示されていないが、この法案が可決された場合、今後は検定試験制度と課程履修制度が併存する体制で運営されることになる。

○国家職務能力標準(National Competency Standards)

この「課程履修制度」は、国家職務能力標準(National Competency Standards : 以下NCS)を基に作成されている。NCSとは、仕事に対する職務分析を土台に産業現場で必要な能力を標準化したもので、職種ごとに現場で働く技術者などの専門家が集まり作成された。現在35のNCSが作成されており、それを50校以上の実業高・大学の教育課程に設置する予定である。教育科学技術部及び雇用労働部は、2016年までに35のNCSを400まで増やすことを目標としている。

○職業訓練機関と国家技術資格との関係

一方、主要な職業訓練機関である韓国ポリテク大学では、既にカリキュラムとして技能

士コースを設けており、その課程を履修した者は国家技術資格試験の筆記試験を免除することができる。また、韓国ポリテック大学には技能長コースもあり、そのコースを履修した者に対して技能長試験を受ける事が出来る試験資格を付与している。以下は韓国のポリテック大学の技能士と技能長コースの現状である。

○資格と工学教育認証制度の連携への試み

2007年から工学教育認証制度を施行しているが、その認証が資格取得に結び付いてない。工学認証プログラムと経験との組合せで技術士になれる制度づくりを目指しているが、まだ、工学認証プログラムの履修有無と技術資格取得との連携がされてない。

●技術士継続専門教育(CPD:Continuing Professional Development)制度の導入

2007年以降施行されている。2011年1月現在、20,402人が教育履修している。しかし、内容・専門スタッフ・施設などが足りない状況のため、今後はNCSが創られ、CPDプログラム開発・運営計画をする計画である。

●「技術士法」の制定

効率的な技術士育成・活用のための政策樹立や、情報提供のために2007年1月「技術士法」を制定、2008年から技術士総合情報システムを構築・運営中である。多くの場面で、技術士の資格活用ができる環境・制度づくりが求められている。

出所：教育科学技術部『第2次技術士制度発展計画』（2011.4）

8. 主要な職業訓練機関

(1) 韓国ポリテック大学

韓国産業人力公団から大学機能を独立するかたちで1998年設立。技能大学と職業専門学校、総計43カ所の機関を7カ所の地域拠点大学、4カ所の特性化大学に統合した大学、教育訓練事業の対象を多様化した職業総合教育・訓練機関である。

○カリキュラム

- 養成課程
- 学位課程(2年制、産業学士学位)
- 技能士課程(国家技術資格筆記試験免除)
- 技能長課程(試験資格付与、課程に入学するためには一定の水準の技能と経歴が必要)
- 在職勤労者訓練
- 失業者のための訓練

図表 6-13 技能士課程の実績

学科	年度	2006	2007	2008	2009
		実績	実績	実績	実績
総計		5,746	5,475	5,506	5,447
建築設備自動化				30	24
建築施工		24	24	27	26
建築電気システム					19
観光ゲーム		40	30	27	17
金属工芸		106	104	83	74
冷凍機械		64	62	63	54
塗装		50	45	53	51
デジタル映像デザイン				24	20
デジタル情報					18
マルチメディア			128	57	50
モデリング		86	81	46	75
非破壊検査		34	30	31	32
産業デザイン		360	190	184	146
産業設備		1044	963	984	972
産業設備自動化				59	89
産業潜水				32	
生産自動化		185	168	86	86
室内建築					26
メディカル・エンジニアリング					58
新素材応用				25	
室内建築科				19	
印刷情報メディア				32	
アニメーション			27		
自動車		515	517	481	479
自動化システム				49	60
材料応用		58	57		28
電気制御		878	809	845	899
電子				61	59
電子商取引				24	17
電子通信		713	605	548	489
調理科			37	30	30
出版印刷					28
パソコン応用金型		46	110	106	85
パソコン応用機械		1348	1301	1330	1277
パソコン応用機械設計				33	30
パソコン出版デザイン		70	81	26	25
表面処理		86	76	83	79
ホテル運営		39	30	28	25

図表 6-14 技能長課程の実績

学科	年度	2006	2007	2008	2009
		実績	実績	実績	実績
総計		172	196	251	218
産業設備自動化科		23	19	22	21
自動車科		95	103	102	92
電気科		21	27	66	39
パソコン応用機械科		33	47	61	66

出所：2010 年度雇用労働白書

(2) 韓国技術教育大学

1992年労働部によって設立された工科大学。産業技術発展に必要な専門理論と応用の研究・授業を行っており、職業教育訓練分野の教員育成及び職業能力開発担当者の育成を目標にしている。卒業生には工学士学位及び職業能力開発訓練教師の免許が付与され、技士1級及び技能士1級の国家技術資格が取得できる。在学中に産業技士以上の国家技術資格を取得しなければ卒業できないという規則がある。

(3) 大韓商工会議所

産業界の需要とミスマッチしている職業訓練システムを改善するために、韓国産業人力公団が運営していた。現在は、全国8カ所にある職業訓練機関・人力開発院が大韓商工会議所に移管されている(1994年)。

○大韓商工会議所の資格取得者向けの教育訓練(e-learning)

人力開発院では資格取得者の教育訓練を行っている。現在、国家技術資格は有効期限がないため、資格取得後の技術の進歩については能力が追いついていないのが現状である。この問題を解決するために、資格取得者に対して教育訓練制度を施行しているのが同機関である。法令上では教育訓練を受ける義務はないが、教育訓練を受けた者には賞与が与えられるようになっている。

9. 国家技術資格種目新設・廃止・統合現状(大統領令による)

図表 6-15 新設種目

資格種目	施工年度
電気鉄道技士・技能士、電波電子技士・産業技士・技能士(5種目)	1999年
職業相談士2級、社会調査分析士2級、調理産業技士、電子商取引管理者1・2級、電算会計運用士1・2・3級(8種目)	2000年
メカトロニック技能士、生産自動化技能士、空油圧技能士、カー・エレクトロニクス技能士、半導体設計技士、放送通信技士、電算応用土木制度技能士、プラスチック窓技能士、ファッションマーチャンダイジング産業技士、航路表示技士・産業技士・技能士、カラーリスト技士、産業技士、製品応用モデル技能士、電子出版技能士、テレマーケティング管理士、ゲーム企画専門家、ゲームグラフィック専門家、ゲームプログラミング専門家、マルチメディアコンテンツ制作専門家(25種目)	2002年12月筆記 2003年2月実技
職業相談士1級、社会調査分析士1級、天気予報技術士、コンベンション企画士2級、消費者専門相談士2級、臨床心理士2級、電子商取引運用士(7種目)	2003年
コンクリート技士・産業技士、花卉装飾技能士、農林土壌評価管理技士・産業技士、Webデザイン技能士、自然生態復元技士・産業技士、生物分類技士、土壌環境技士(10種目)	2004年12月筆記 2005年2月実技
自然環境管理技術士、土壌環境技術士(2種目)	2004年
軌道装備整備技士・産業技士・技能士、人間工学技術士・技士、スポーツ経営管理士、有機農業技士・産業技士・技能士、鉱害防止技術士・技士、花卉装飾技士(12種目)	2005年
設備保全技士・技能士、タワークレーン運転技能士、半導体設計産業技士、電子部品装着(SMT)産業技士・技能士、化学分析技士、自動車補修塗装技能士(8種目)	2006年
医工技士・産業技士、医療電子技能士、美容師(皮膚)、消費者専門相談士1級(4種目)	2008年
臨床心理士1級(1種目)	2009年

図表 6-16 廃止種目

年度	等級	資格種目
2005年	技術士	生糸
	技能長	機械整備、航空整備、染色、繊維機械
	技士	精密測定、工業計測制御、セラミック、地下水
	産業技士	工業計測制御、セラミック、地下水、潤滑管理、金属精錬、渦電流非破壊検査、漏洩非破壊検査、編物、刺繍、木工芸、陶磁器工芸、木材窓戸
	技能士	工業計測制御、渦電流非破壊検査、漏洩非破壊検査、編物、鍛造、引抜、時計修理、高分子製品製造、プラスチック成型加工、織物加工、紡績、織機調整、繊維製図デザイン、植物保護、表具、金属工芸、印章工芸、包装、セラミック
事務管理	英文速記1・2・3級	
2009年	技士	農化学
	産業技士	掘削、施設園芸
	技能士	鉄道運送、カー・エレクトロニクス

図表 6-17 統合種目

年度	等級	変更前	変更後
1999年	技術士	スクレーパー運転	モーター・グレーダー運転
		モーター・グレーダー運転	
		玉採集機運転	浚渫船運転
		浚渫船運転	
		砕石機運転	
アスファルト・ミキシングプラント運転	アスファルト・ミキシングプラント運転		
2002年	技術士	応用地質	地質及び地盤
		地球物理	
2005年	技術士	産業機械	産業機械設備
		有体機械	
		工業化学	化工技術士

	化学装置設備	
	化学工場設計	
	高分子製品	
	探査	地質及び地盤
	地質及び地盤	
	地下資源開発	資源管理
	地下資源処理	
	船舶設計	造船
	船舶建造	
	船舶機械	
	緋袍	繊維工程
	紡績	
	原子力	原子力発展
	核原料	
	林産加工	山林
	山林	
技能長	電気工事	電気
	電気機器	
技士	機械工程設計	機械設計
	歯工具設計	
	工業化学	化工
	化工	
	山林経営	山林
	山林工学	
	紡糸	繊維機械
	紡績	
	染色加工	
	工程管理	品質経営
	品質管理	
産業技士	生産機械	パソコン応用加工
	電算応用加工	
	精密測定	精密測定
	計量機械	
	計量電気	
	計量物理	
	板金	板金製缶
	製缶	
	情報技術	情報処理
	情報処理	
	地籍	地籍
	地籍機能	
	工業化学高分子製品製造	化工
	電子計算機	電子計算機
	電子計算機組織応用	
	紡糸	繊維機械
	繊維機械	
	紡織	
	繊維加工	
	山林	山林
	山林経営	
	山林工学	
	工程管理	品質経営
	品質管理	

	技能士	機械製図	電算応用機械製図		
		電算応用機械製図			
		精密測定	精密測定		
		計量機械			
		計量電気			
		計量物理			
		一般板金		板金	
		打出板金			
		土木製図	電算応用土木製図		
		電算応用土木製図			
		建築製図	電算応用建築製図		
		電算応用建築製図			
		建築塗装	建築塗装		
		家具塗装			
		写真	写真		
		縮小写真			
		平板印刷	印刷		
		スクリーン印刷			
		製缶			
		鉄骨構造物	表面処理		
		特殊鍍金			
		電気鍍金			
		電気工事	電気		
		電気機器			
		船体建造	船体建造		
		船体意匠			
		施設園芸	園芸		
		野菜栽培			
		果樹栽培			
		花卉栽培			
		電子組版	電子出版		
		電子出版			
		農産食品加工	食品加工		
		水産食品加工			
		畜産食品加工			
		プラント配管	配管		
		建築配管設備			
		2009年	技士	金属(材料)	金属
				金属(精錬)	
				金属(加工)	
製版	印刷				
印刷					
土壌環境	土壌環境				
農林土壌評価管理					
水産養殖	水産養殖				
魚病					
漁労	漁業生産管理				
海洋生産管理					
産業技士	生産自動化		生産自動化		
	メカトロニクス				
	電気機器	電気			
	電気				
	電子	電子			
	電子回路設計				

	デジタル制御	電子計算機制御
	電子計算機	
	車整備	鉄道車両
	鉄道動力車電気整備	
	鉄道動力車機関整備	
	鉄道車両	
技能士	旋盤	パソコン応用旋盤
	数値制御	
	ミリング	パソコン応用ミリング
	数値制御ミリング	
	生産自動化	生産自動化
	メカトロニクス	
	電気溶接	溶接
	ガス溶接	
	冷間圧延	圧延
	熱間圧延	
	建築木工	建築木工
	木材窓戸	
	環境	環境
	鉱山環境	
	鉱山保安(採鉱)	鉱山保安(採鉱)
	鉱山保安(火薬)	
	鉱山保安(機械)	鉱山保安(機械)
	鉱山車両機械運転	
	車整備	鉄道車両整備
	鉄道動力車電気整備	
鉄道動力車機関整備		
木材加工	木材加工	
木質材料		

【参考文献】

- 韓国鉱害管理公団（2011）『国家技術資格検定運営規定』
- 韓国職業能力開発院（1998）『21世紀を向けて国家技術資格制度の発展方案の研究』
- キム・トッキ（2004）『国家技術資格制度の現状と改善法案』韓国職業能力開発院
- 教育科学技術部（2011）『第2次技術士制度発展計画（2011年4月）』
- クオン・ヘス、パク・ヨンボム（2004）『国家資格制度の改編方案研究：技術分野を中心に』
- 雇用労働部（2009）『職業能力開発事業の現状』
- 雇用労働部（2010）『第2次国家技術資格制度発展 基本計画（2010～2012）』
- 雇用労働部（2010）『2010年雇用労働白書』
- 雇用労働部・韓国産業人力公団（2011）『2011国家技術資格統計年報』
- （株）野村総合研究所（2009）『平成20年サービスイノベーション創出支援事業—職業能力
評価制度に関する調査 報告書』

【インターネット資料】

（韓国）

雇用労働部

統計庁及び E-国家指標

韓国職業開発院

韓国産業人力公団

(日本)

(財)海外職業訓練協会